

## 令和3年度 山形森林管理署公共工事(測量・建設コンサルタント等業務)契約状況

令和3年8月11日

分任支出負担行為担当官  
山形森林管理署長 益田 健太

業務名	履行場所	業務区分	業務概要	入札方式
樽石林道調査設計業務	山形県村山市大字樽石字黒崎外16国有林 1006林班地内外	建設コンサル	林道改良工事に係る調査設計業務L=80m	一般競争入札
予定価格(税抜き)	調査基準価格(税抜き)	契約年月日	契約相手方の商号又は名称及び住所	
3,510,000円	2,788,180円	令和3年 8月11日	岩手県盛岡市加賀野二丁目8-4 (一社)岩手県治山林道協会	
契約金額(税抜き)	業務着手の時期	業務完了の時期		
2,820,000円	令和3年 8月	令和3年11月		

○予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格  
別添「入札公告」のとおり

○競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由  
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり

○入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額  
別紙「入札執行調書」(別添2)のとおり

○予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳  
別紙「工事積算内訳書」(別添3)のとおり

○予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合  
・総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別添「入札公告」のとおり  
・落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち、当該落札者が最も高い評価値であったため。

## 入札公告

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和3年6月23日

分任支出負担行為担当官

山形森林管理署長 益田 健太

### 1 業務の概要

- (1) 業務名 樽石林道調査設計業務
- (2) 履行場所 山形県村山市大字樽石字黒崎外16 国有林1006 林班地内ほか
- (3) 業務内容 林道改良工事に係る調査設計業務 L=80 m
- (4) 履行期限 契約締結日の翌日から令和3年11月30日(火)まで
- (5) 本業務は、入札を電子入札システムで行う対象業務である。ただし、電子入札システムによりがたい者は、発注者の承諾を得て紙入札に代えることができる。
- (6) 本業務は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく調基価格又は業務の品質確保の観点から山形森林管理署長が定める価格(以下「品質確保基準価格」という。)を設定する対象業務である。
- (7) 本業務については、受注者が追加で費用を要する新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施する場合に設計変更の協議の対象となる。受注者からの申し出により、受注者の業務計画書への反映と確実な履行を前提として設計変更を行い必要に応じて請負代金額の変更や履行期間の延長を行う。

### 2 競争参加資格要件等

- (1) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 入札時において有効な東北森林管理局における「建設コンサルタント業務」の「森林土木」に係るA等級、B等級又はC等級の一般競争参加資格の認定を受けていること。  
なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北森林管理局長の一般競争参加資格の再認定を受けていること。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記(2)の再認定を受けた者を除く。)でないこと。
- (4) 東北森林管理局管内に本店・支店又は営業所を有する者であり、対象営業区域を山形県として登録していること。
- (5) 平成18年4月1日以降元請けとして、以下に示す同種業務を実施した実績を有すること(設計共同体(「建設コンサルタント等業務における共同設計方式の取扱いについて」(平成11年5月24日付け11林野管第84号林野庁長官通知)に基づく設計共同体をいう。以下同じ。)の構成員としての実績は、出資比率が20%以上

のものに限る。)

なお、各森林管理局・署等が発注した国有林野事業における建設工事に係る調査、測量及び設計の請負業務(測量・建設コンサルタント等資格に基づくものに限る。以下「調査等業務」という。)の実績を有する者において、「国有林野事業における建設工事に係る調査等業務成績評定要領」(平成22年3月18日付け21林国管第106号林野庁長官通知)第6に規定する業務成績評定結果の通知を受けている場合は、その評定点が60点未満のものは実績として認めない。

設計共同体にあつては、すべての構成員が上記の基準を満たす業務実績を有すること。

同種の業務：林道規程に定める自動車道の林道又はこれと構造・規格が同程度の森林整備事業用作業道(治山資材運搬路を含む。)若しくは保安林管理道に係る工事の測量設計業務

(6) 本業務の実施にあたり、管理技術者及び照査技術者を配置できること。

なお、管理技術者にあつては次のア及びイいずれの基準も満たす者とし、照査技術者にあつては次のアの基準を満たす者とする。

ア 技術士法(昭和58年法律第25号)第32条に規定する技術士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又は当該調査等の関する専門的な知識及び技術を有し、その実務経験が通算2ヶ年以上ある者で次のいずれかに該当する者。

(ア) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学(同法第69条の2に規定する大学(以下「短期大学」という。)を除く。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が18年以上である者

(イ) 短期大学、学校教育法による高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校において、林業又は土木に関する課程を修めて卒業した者であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が23年以上である者

(ウ) 学校教育法による高等学校又は旧中学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を卒業した者又はこれと同等の資格を有する者のうち、林業又は土木の知識及び技術を有している者であつて、卒業(上記学校の卒業と同等程度以上の資格を取得した場合を含む。)後森林土木部門の職務に従事した期間が27年以上である者

(エ) 社団法人日本森林技術協会が行う林業技士の登録(森林土木部門の登録に限る。)を受けた者又はこれと同等の能力を有する者(社団法人建設コンサルタンツ協会が行うシビルコンサルティングマネージャー(RCCM)の登録(森林土木部門の登録に限る。))であつて、森林土木部門の職務に従事した期間が8年以上である者

イ 平成18年4月1日以降に、上記(5)に掲げる業務において管理技術者、照査技術者、担当技術者として経験を有する者。ただし、各森林管理局・署等が発注した調査等業務であつて、かつ、業務成績評定を受けている場合は、その評定点が60点未満のものは実績として認めない。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に、資本関係又は人的関係がないこと。(入札説明書参照)

(9) 各森林管理局・署等が発注した調査等業務にあつては、次のすべての事項を満たしていること。

ア 令和元年度から令和2年度の過去2年度に完成・引渡し完了した調査等業務の実績がある場合において、当該業務に係る業務成績評定点合計の平均が60点未満でないこと。

- イ 令和2年4月1日以降に、調査基準価格を下回る価格をもって契約し完成・引渡し完了した調査等業務がある場合においては、当該業務成績評定点が60点未満でないこと。
- ウ 設計共同体にあっては、当該設計共同体の実績及び業務成績評定点とし、当該設計共同体としての実績がない場合は、実績のあるすべての構成員が上記の要件を満たしていること。
- (10) 当該業務の入札説明書及び見積りに必要な図書等を電子入札システムからダウンロードしない者又は発注者の指定する方法(CD-R等による配布等)での交付を受けていない者は入札参加を認めない。
- (11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む)に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い申請書及び資料(以下「申請書等」という。)を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について、確認を受けなければならない。
- (2) 申請書等の提出期間、場所及び方法
  - ア 申請書等の内容
    - 申請書等は、電子入札システムにより提出すること。
    - ただし、電子入札システムによりがたい者で発注者の承諾を得た場合は、下記イの場所へ郵送等(配達証明ができるものに限る。以下同じ。)又は持参により提出すること。
  - イ 提出期間
    - 令和3年6月24日(木)から令和3年7月7日(水)まで(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。)を除く。)の午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時までを除く。
  - ウ 提出場所
    - 〒991-0053 山形県寒河江市元町1丁目17-2
    - 山形森林管理署 総務グループ
    - 電話：050-3160-5850
    - なお、詳細は入札説明書による。
- (3) 申請書等は、入札説明書により作成すること。
- (4) 上記(2)に規定する期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認めた者は本競争に参加できない。

### 4 入札手続等

- (1) 担当部署
  - 〒991-0053 山形県寒河江市元町1丁目17-2
  - 山形森林管理署 総務グループ
  - 電話：050-3160-5850
- (2) 入札説明書等の交付期間、場所及び方法
  - 入札説明書等は、電子入札システムにより交付するものとし、下記の期間内に電子入札システム内の「入

札説明書等ダウンロードシステム」の「案件一覧表示」から入札説明書等の必要な情報を入手すること。

ただし、やむを得ない事情等により発注者の承諾を得て紙入札による場合は、下記のア及びイにおいて交付する。なお、紙入札による場合は、発注者の指示する方法で交付するので、担当部署にその旨を申し出ること。

ア 交付期間

令和3年6月23日(水)から令和3年8月4日(水)まで

イ 交付場所

上記3(2)と同じ場所。

(3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア 電子入札システムによる入札の締め切りは、令和3年8月4日(水)午後5時00分とする。ただし、電子

入札システムによる入札の受付開始の時期は、令和3年8月2日(月)午前9時00分からとする。

イ 紙入札により入札する場合は、令和3年8月5日(木)午前11時30分までに山形森林管理署会議室へ入札書を持参すること。

ウ 開札は、令和3年8月5日(木)午前11時30分に山形森林管理署会議室において行う。ただし、入札及び

開札日時に変更がある場合には、変更公告、競争参加資格確認通知書等により変更後の日時を通知する。

エ 紙入札方式による競争入札への参加に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

5 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

免除。

イ 契約保証金

請負代金の10分の1以上を納付する。

ただし、利付国債の提供又は金融機関若しくは保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。)の保証をもって、契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(3) 積算内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を、電子入札システムにより提出すること。紙入札の場合は、入札書とともに積算内訳書を提出すること。なお、詳細は入札説明書による。

積算内訳書の様式は任意であるが、少なくとも数量、単価、金額等を明らかにすること。

また、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

なお、提出された積算内訳書は、必要に応じて公正取引委員会に提出する場合がある。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載を行った者の入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、予定価格が 1,000 万円を超える業務について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、入札価格が予定価格の範囲内で、発注者の求める最低限の要求要件をすべて満たして入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする場合がある。

(6) 契約書作成の要否

要。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 4(1)に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3(2)により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 本案件は、入札を電子入札システムで行うものであり、詳細については、入札説明書及び電子入札システム運用基準(平成 16 年 7 月林野庁)による。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

本公告に係る業務請負契約における契約約款は、こちらからダウンロードしてください。

東北森林管理局ホームページ掲載場所 ホームページ > 公売・入札情報 > 各種要領及びマニュアル

なお、上記のダウンロードをもって契約約款の交付に代え、契約約款の交付日は本公告日とすることとしますのでご承知おきください。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程(平成 19 年農林水産省訓令第 22 号)が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、東北森林管理局のホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/koukihoji/koukitaisaku.html>)をご覧ください。

(別添 1)

競争参加資格確認結果書

業 務 名 : 樽石林道調査設計業務

発 注 機 関 名 : 山形森林管理署

入 札 公 告 日 : 令和3年6月23日

競争参加資格確認結果通知日 : 令和3年7月12日

資格確認申請者	資格の有無	資格がないと認める理由
(株)新東京ジオ・システム	有	
(一社)岩手県治山林道協会	有	
(株)マドック	有	

(備考) 1 「資格の有無」の欄には、資格があると認めた場合には「有」と記載し、資格がないと認めた場合には「無」と記載すること。

2 「資格がないと認める理由」の欄には、入札公告において示した「競争に参加する者に必要な資格に関する事項」のどの事項を満たさないかを記載すること。

(別添2)

別紙様式第13号(局運用版)最低価格落札方式

入札執行調書

件名 樽石林道調査設計業務

日時 令和3年8月5日 11時30分

場所 山形森林管理署 入札室

執行者 所属 山形森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 益田 健太 ✓

確認者 所属 山形森林管理署 官職 農林水産事務官 氏名 武田 春賀 ✓

立会者 所属 山形森林管理署 官職 農林水産技官 氏名 大戸 剛 ✓

番号	入札者の商号又は名称	第1回		第2回		備考
		順位	金額	順位	金額	
1	(一社)岩手県治山林道協会	1	2,820,000			落札
2						
3						
4						
5						

(注1) 金額は、入札者が見積もった契約金額の110分の100に相当する金額である。

(注2) 執行者は、契約担当官等またはその補助者であって、当該入札執行に関する全責任を負うものとし、当該入札執行に係る決定又は判断を行うときは、確認者にその確認を求めるものとする。

確認者は、執行者が行う入札執行を補助するとともに、執行者が当該入札執行に係る決定又は判断を行う際に、その確認を行うものとする。

立会者は、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第81条の規定による入札者が開札に立ち会わない場合において、当該開札に立ち会うこととされる当該入札に関係のない職員とする。

(注3) 総合評価落札方式による場合は2段書きとし、「金額」欄の上段は「評価値」、下段は、「金額」を( )書きとし、「順位」欄の上段は「評価値」による順位、下段は「金額」による順位を( )書きとする。

(注4) 評価値は、小数点以下第3位までとし、小数点以下第4位は切り捨てとする。



(別添3)

令和3年度

業務名 樽石林道調査設計業務

履行場所 山形県村山市大字樽石字黒崎外16国有林1006林班地内外

東北森林管理局  
山形森林管理署

## 調 査 費 集 計 表

調査名 樽石林道調査設計業務

番 号	区 分	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
1	設計・計画業務	1	式	-	3,080,000	
2	測量業務	1	式	-	430,000	
	計				3,510,000	
	消費税相当額				351,000	消費税率 = 10 %
	計				351,000	
	合 計				3,861,000	
備 考						

## 調査費積算構成表

No.	1 設計・計画業務		金額	備考	
分類	区 分		金額	備考	
3	設計業務・計画作成等業務原価	直接原価	A 直接人件費	1,043,356	別紙明細表参照
			B 労務人件費	9,517	"
			C 旅費交通費(乗込・引揚)	151,444	別紙旅費計算書参照
			D 旅費交通費(打合せ旅費・現場旅費)	66,495	"
			E 電子成果品作成費	157,000	$6.9 * (A)^{(0.45)}$
			F 材 料 費	0	別紙明細表参照
			G 機械経費(電算使用料含む)	13,536	"
			H その他経費	0	
			I その他直接原価		電子計算機使用料、機械器具損料、特許使用料等
			J 細 計	1,441,348	
		間接原価	K その他原価	561,807	$(A) * 35\% / (1 - 35\%)$
			L 細 計	561,807	
		M	設計業務原価計	2,003,155	
		一般管理費等	N 一般管理費等	1,078,621	$(M) * 35\% / (1 - 35\%)$
			O 端数整理額	-1,776	一万円未満端数切捨額
	P 細 計		1,076,845		
	Q	計	3,080,000		

## 測量費積算構成表

No.	2	測量業務		
分類	区 分		金 額	備 考
4	測量業務価格（測量作業費）	直接測量費		
		A 直接人件費	161,427	別紙明細表参照（A' 精度管理費対象直接人件費 40,494）
		B 労務費	0	//
		C 機械経費	1,138	別紙明細表参照（C' 精度管理費対象機械経費 607）
		D 材料費	3,795	//
		E 旅費交通費（乗込・引揚）	0	別紙旅費計算書参照
		F 旅費交通費（打合せ旅費・現場旅費）	35,298	//
		G 電子成果品作成費	21,000	$2.3 * (A)^{(0.44)}$
		H その他経費	3	
		I その他直接測量費		基地関係費、安全費等
		J 精度管理費（技術管理費）	4,110	$(A'+C') * 10\%$
		K 成果検定費（技術管理費）		成果品の検定を求める場合のみ計上する（通常は計上しない）
		L 細 計	226,771	
		諸経費		
	M 諸経費	206,815	$(L-K) 226771 * 91.2\%$ （建設コンサルタント等）	
	N 端数整理額	-3,586	一万円未満端数切捨額	
	O 細 計	203,229		
P		計	430,000	

乗込引揚旅費計算書

工種	項目	摘要	1	2	3	4	5	6	10	11	12	15	16	17	18	19	20	乗込旅費計	交通費	合計			
			技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	調査技師	主任調査員	調査員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量船操縦士						
一般調査業務	A 外業日数								0.000	0.000	0.000												
	B 移動日の日当																						
	C 日当単価	税補正額																					
	D 日当	B*C																					
	E 移動日数																						
	F 技術者賃金																						
	G 乗込引揚費	E*F																					
	H 算定宿泊日数																						
	I 宿泊料	税補正額																					
	J 宿泊費	H*I																					
	K 乗込引揚旅費額	D+G+J																	0	0	0		
	L 普通旅費																				0		
	解析等調査業務	A 外業日数		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000														
B 移動日の日当																							
C 日当単価		税補正額																					
D 日当		B*C																					
E 移動日数																							
F 技術者賃金																							
G 乗込引揚費		E*F																					
H 算定宿泊日数																							
I 宿泊料		税補正額																					
J 宿泊費		H*I																					
K 乗込引揚旅費額		D+G+J																	0	0	0		
L 普通旅費																					0		
設計・計画業務		A 外業日数		0.000	0.040	0.056	0.075	0.065	0.072														
	B 移動日の日当			0.0	0.0	0.0	0.0	0.0															
	C 日当単価	税補正額		2,363	2,000	2,000	2,000	1,545															
	D 日当	B*C		0	0	0	0	0															
	E 移動日数			0.50	0.50	0.50	0.50	0.50															
	F 技術者賃金			57,400	51,200	40,600	32,800	29,000															
	G 乗込引揚費	E*F		28,700	25,600	20,300	16,400	14,500															
	H 算定宿泊日数			1	1	1	1	1															
	I 宿泊料	税補正額		10,727	8,909	8,909	8,909	7,090															
	J 宿泊費	H*I		10,727	8,909	8,909	8,909	7,090															
	K 乗込引揚旅費額	D+G+J		39,427	34,509	29,209	25,309	21,590											150,044	1,400	151,444		
	L 普通旅費																				0		
	測量業務	A 外業日数											0.000	0.160	0.416	0.608	1.152	0.000					
B 移動日の日当													0.0	0.0	0.0	0.0							
C 日当単価		税補正額											2,000	1,545	1,545	1,545							
D 日当		B*C											0	0	0	0							
E 移動日数													0.50	0.50	0.50	0.50							
F 技術者賃金													40,000	30,700	29,600	24,200							
G 乗込引揚費		E*F											20,000	15,350	14,800	12,100							
H 算定宿泊日数													1	1	1	1							
I 宿泊料		税補正額											8,909	7,090	7,090	7,090							
J 宿泊費		H*I											8,909	7,090	7,090	7,090							
K 乗込引揚旅費額		D+G+J											28,909	22,440	21,890	19,190			92,429	1,400	93,829		
L 普通旅費																					0		
備 考		「乗込引揚・現場運行交通費計算書」(現場運行交通費 I 参照) 交通費								1,400													
	旅費区分		宿泊																				
	宿泊料		乙地方																				
	移動日の日当		0.0		日(0.5日単位)																		
	移動日数		0.50		日(0.25日単位)																		
	算定宿泊日数		1																				
乗込・引揚は、最大のパーティーのみ積算しそのパーティーが他業務も兼務するものとする。 「注」交通費は、最大となる技師の算定宿泊日数で計上することとした。																							

打合せ協議旅費計算書

工種	項目	摘要	1	2	3	4	5	6	10	11	12	15	16	17	18	19	20	旅費計(税抜)	ライト/心(税抜)	合計				
			技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	調査技師	主任調査員	調査員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量船操縦士							
設計業務	普通旅費	A 交通費(往復)※公共		600	600	600															通勤			
		B 移動日の日当																						
		C 日当単価	税補正額																					
		D 日当	B*C																					
		E 移動日数(往復)																						
		F 技術者賞金																						
		G 乗込引揚費	E+F																					
		H 宿泊料	税補正額																					
		J 普通旅費	A+D+G+H		600	600	600																	
		滞在日額旅費	K 滞在日数																					
			L 日当単価(0.5日分)	税補正額																				
			M 宿泊費単価	税補正額																				
			N 滞在日額旅費	(L+M)*K																				
		O 打合せ回数		1	1	1																		
P 旅費交通費合計	(J+N)*O		600	600	600													1,800	0	1,800				
設計業務	普通旅費	A 交通費(往復)※公共		600	600	600															通勤			
		B 移動日の日当																						
		C 日当単価	税補正額																					
		D 日当	B*C																					
		E 移動日数(往復)																						
		F 技術者賞金																						
		G 乗込引揚費	E+F																					
		H 宿泊料	税補正額																					
		J 普通旅費	A+D+G+H		600	600	600																	
		滞在日額旅費	K 滞在日数																					
			L 日当単価(0.5日分)	税補正額																				
			M 宿泊費単価	税補正額																				
			N 滞在日額旅費	(L+M)*K																				
		O 打合せ回数		1	1	1																		
P 旅費交通費合計	(J+N)*O		600	600	600													1,800	0	1,800				
設計業務	打合せ旅費	A 交通費(往復)※公共		6,981	6,981	6,981															通勤			
		B 移動日の日当																						
		C 日当単価	税補正額																					
		D 日当	B*C																					
		E 移動日数(往復)																						
		F 技術者賞金																						
		G 乗込引揚費	E+F																					
		H 宿泊料	税補正額																					
		J 普通旅費	A+D+G+H		6,981	6,981	6,981																	
		滞在日額旅費	K 滞在日数																					
			L 日当単価(0.5日分)	税補正額																				
			M 宿泊費単価	税補正額																				
			N 滞在日額旅費	(L+M)*K																				
		O 打合せ回数		1	1	1																		
P 旅費交通費合計	(J+N)*O		6,981	6,981	6,981													20,943	0	20,943				

設計業務	打合せ旅費	普通旅費	A 交通費(往復)※公共		600	600	600											通勤	
			B 移動日の日当																
			C 日当単価	税補正額															
			D 日当	B*C															
			E 移動日数(往復)																
			F 技術者賞金																
			G 乗込引揚費	E*F															
			H 宿泊料	税補正額															
			J 普通旅費	A+D+G+H	600	600	600												
			K 滞在日数																
			L 日当単価(0.5日分)	税補正額															
			M 宿泊費単価	税補正額															
			N 滞在日額旅費	(L+M)*K															
			O 打合せ回数		1	1	1												
			P 旅費交通費合計	(J+N)*O	600	600	600												
備 考																			

現場運行旅費計算書(現場)

工種	項目	摘要	1	2	3	4	5	6	10	11	12	15	16	17	18	19	20	現場旅費計	ライトバン経費	高速料金	合計	
			技師長	主任技師	技師A	技師B	技師C	技術員	調査技師	主任調査員	調査員	測量主任技師	測量技師	測量技師補	測量助手	測量補助員	測量用操縦士					
一般調査業務	A 外業日数								0.000	0.000	0.000											
	B 休日補正後	5日を超える場合にA*R																				
	C 滞在日数	B(切上)																	対象日数	0	0	
	D 宿泊費単価	税補正額																		1日当たり	0	0
	E 滞向日額旅費	C*D																		0	0	0
解析等調査業務	A 外業日数		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000														
	B 休日補正後	5日を超える場合にA*R																				
	C 滞在日数	B(切上)																		対象日数	0	0
	D 宿泊費単価	税補正額																		1日当たり	0	0
	E 滞向日額旅費	C*D																		0	0	0
設計・計画業務	A 外業日数		0.000	0.040	0.056	0.075	0.065	0.072														
	B 休日補正後	5日を超える場合にA*R		0.040	0.056	0.075	0.065	0.072														
	C 滞在日数	B(切上)		1	1	1	1	1												対象日数	0	1
	D 宿泊費単価	税補正額		8,354	8,354	8,354	8,354	6,736												1日当たり	0	0
	E 滞向日額旅費	C*D		8,354	8,354	8,354	8,354	6,736												40,152	0	0
測量業務	A 外業日数											0.000	0.160	0.416	0.608	1.152	0.000					
	B 休日補正後	5日を超える場合にA*R											0.160	0.416	0.608	1.152						
	C 滞在日数	B(切上)											1	1	1	2				対象日数	2	
	D 宿泊費単価	税補正額											8,354	6,736	6,736	6,736				1日当たり	0	
	E 滞向日額旅費	C*D											8,354	6,736	6,736	13,472				35,298	0	
備考	採用宿泊費単価	税補正額		8,354	8,354	8,354	8,354	6,736					8,354	6,736	6,736	6,736						
	滞在日数計			1	1	1	1	1					1	1	1	2						
	「乗込引揚・現場運行交通費計算書」(現場運行交通費 II-1 参照 ライトバン経費			844																		
	「乗込引揚・現場運行交通費計算書」(現場運行交通費 II-1 参照 高速料金			0																		
旅費区分			宿泊																			
休日補正 (R) ( 1.00 or 1.36 )			1.36 滞向日数が5日を超える場合、休日補正 (R) で滞向日数を補正																			
																		「注」 ライトバン、高速料金は、最大となる技師等の滞向日数で計上することとした。				





